

3 附属明細書として作成する書類は下記とする。

附属明細書	様式等		法人全体で作成	拠点区分毎に作成
	別紙3(①)	借入金明細書		○
別紙3(②)	寄付金収益明細書		○	
別紙3(③)	補助金事業等収益明細書		○	
別紙3(④)	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書		○	
別紙3(⑤)	拠点区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書		○	
別紙3(⑥)	基本金明細書		○	
別紙3(⑦)	国庫補助金等特別積立金明細書		○	
別紙3(⑧)	基本財産及びその他の固定資産(有形・無形・資産)の明細書			○
別紙3(⑨)	引当金明細書			○
別紙3(⑩)	拠点区分 資金収支明細書			○
別紙3(⑪)	拠点区分 事業活動明細書			○
別紙3(⑫)	積立金・積立資産明細書			○
別紙3(⑬)	サービス区分間繰入金明細書			○
別紙3(⑭)	サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書			○

4 第2項に定める計算関係書類及び財産目録は、消費税及び地方消費税の税込金額を記載する。

5 第2項に定める計算関係書類及び財産目録は電磁的記録をもって作成することができる。

(金額の単位)

第5条 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、一円単位をもって表示する。

(事業区分、拠点区分及びサービス区分)

第6条 事業区分は社会福祉事業及び公益事業とする。

2 拠点区分は予算管理の単位とし、法人本部及び一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。また、公益事業(社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く)は別の拠点区分とする。

3 事業活動の内容を明らかにするために、各拠点区分においてはサービス区分を設け、収支計算を行わなければならない。

4 前項までの規定に基づき、当法人において設定する事業区分、拠点区分及びサービス区分は以下のとおりとする。

(1) 社会福祉事業区分

①A拠点区分

- ア 法人本部
- イ 障害者支援施設 滝上リハビリセンター
- ウ 滝上リハビリセンター短期入所事業所

②B拠点区分

- ア 相談支援事業所ミント

(2) 公益事業区分

③C拠点区分

- ア 修学資金貸与事業

(共通収入支出の配分)

第7条 資金収支計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収入及び支出を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。

2 事業活動計算を行うに当たっては、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する収益及び費用を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。